

協働について考えよう

市民活動推進委員会

公募委員を 募集します

市民活動推進委員会（以下「委員会」と言う。）は、「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」（平成19年4月施行）に基づき、市民活動及び協働の推進に関して必要な事項を調査審議するために設置したものです。委員会は、公募委員のほか、学識経験者や市民活動団体の代表者など20名以内で構成します。

このたび、委員の任期が満了することに伴い、新たに市民の皆様から、公募委員を募集します。

1. 応募要件

次の要件を全て満たす方

- さいたま市内に在住、在勤、在学又は市内で市民活動を行っている方で、令和7年4月25日の時点で18歳以上の方
- 市民活動及び協働の推進に関心があり、年7回程度、平日の日中に開催する委員会へ出席できる方
- 本市の職員や各行政委員会などの委員又は市議会議員でない方
- 令和7年4月25日時点で、本市の他の審議会などの委員を2つ以上務めていない方
※公募委員は、本市の審議会等を、同時に3つ以上務めることはできません。
- 令和7年3月31日時点で、本委員の通算の在籍期間が4年以内の方

2. 募集人数

6名以内

3. 任期

委嘱日から2年間

4. 募集期間

令和7年1月6日（月）～令和7年1月31日（金）

5. 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、直接持参、郵送、FAX 又は Eメールにて御提出ください。応募用紙は、市ホームページ「さいたま市市民活動推進委員会の公募委員を募集します」からダウンロードもできます。

※直接持参の場合は 17 時 15 分〔土・日・祝を除く〕まで。郵送、FAX 又は Eメールの場合は 1 月 31 日（金）必着。

【提出先】

さいたま市市民局市民生活部市民協働推進課

〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町 11-1 コムナーレ 9 階

FAX:048-887-0164 / E-mail : kyodo-suishin@city.saitama.lg.jp

6. 選考方法及び審査基準

公募委員の選考は、御提出いただいた応募用紙をもとに、以下の審査基準に照らして行います。

<審査基準>

- まちづくりへの参加意識が高いか
- 意見が論理的か
- 市民活動及び協働について知識があるか
- 市民活動及び協働について先見的であるか

7. 結果の通知及び選考後の予定

- 選考の結果は応募者全員にお知らせします（3月下旬予定）。
- 応募用紙は返却いたしませんので御了承ください。
- 令和7年度第1回市民活動推進委員会は、令和7年5月に開催予定です。

8. 報酬額

日額 10,000 円（市の定める日額報酬の改定があった場合はそれに準じます）

9. その他

- 記載内容の確認のために連絡を取らせていただくことがあります。
- 応募の際に御記載いただいた個人情報、選考に関する事務以外の目的には使用しません。
- 過去の市民活動推進委員会の議事録等は、市ホームページ又は各区情報公開コーナーで御覧いただけます。

【市ホームページ掲載場所】

トップページ⇒暮らし・手続き⇒コミュニティ・市民活動⇒市民と行政の協働⇒市民活動と協働
⇒市民活動⇒市民活動推進委員会

さいたま市市民活動及び協働の推進条例

さいたま市では、市民の多様な価値観や生活様式に応じた質の高い心豊かな生活の実現に向けて、市民の多様な活発な活動が展開されている。また、「自分たちのまちを、自分たちでつくり、良くする」という市民の自発的なまちづくりへの参加意識が高まっている。

こうした状況を受けとめ、豊かな自然資源や人材が織りなすさいたま市らしい魅力を生かしながら未来に希望が持てる地域社会を創造していくためには、行政だけではなく、地域社会を構成する市民、市民活動団体、大学及び事業者が公共の担い手としてまちづくりに参加する「新しい公共」という考え方に立ち、市民と行政が対等なパートナーとして、ともにまちづくりを進めていくことが必要である。

さいたま市は、市と市民一人一人が持てる力を合わせ、市民活動を推進し、協働を積み重ねていくことにより、互いに信頼し協調してまちづくりを進める活力にあふれた地域社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、市民活動及び協働の推進について基本原則を定め、市の責務並びに市民、市民活動団体、大学及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本的な施策を定めることにより、市民活動及び協働の推進を図り、もって活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 市民活動 市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 市民活動団体 市民が自由な意思に基づいて集まり、自律的に市民活動を行う団体をいう。
- (4) 大学 市内にある学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所を有し、営利を目的とする事業を行う者をいう。
- (6) 協働 市及び市民活動団体が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいう。

（基本原則）

第3条 市、市民、市民活動団体、大学及び事業者は、次に掲げる原則に基づき、市民活動の推進を図るものとする。

- (1) 市民活動が公益的な活動であることを理解し、自主性、自立性及び多様性を損なわないよう配慮すること。
 - (2) 互いに対等なパートナーであることを認識し、良好な協力関係を構築すること。
- 2 市及び市民活動団体は、次に掲げる原則に基づき、協働の推進を図るものとする。
- (1) 互いの立場及び特性を尊重し、それぞれの自由な意思に基づいて事業を行うこと。
 - (2) 事業の目的及び目標を共有し、役割を明確にするとともに、事業の成果を評価し、その結果を次の事業に反映すること。
 - (3) 事業の企画、立案、実施及び評価の各段階において、公平性、公正性及び透明性を確保すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条第1項各号及び第2項各号に掲げる原則（以下「基本原則」という。）に基づき、市民活動及び協働の推進を図るための基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本原則に基づき、市民活動及び協働に関する理解を深め、地域又は社会に関心を持ち、自らできることを考えるとともに、自発的に市民活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、基本原則に基づき、市民活動及び協働の推進に際し、その特性を生かしながら活動を行い、自らの活動が地域又は社会を担うものであることを認識し、及びその活動内容が広く理解されるよう努めるものとする。

(大学及び事業者の役割)

第7条 大学及び事業者は、基本原則に基づき、地域を構成する一員として、自らが専門的で多分野にわたる情報及び資源を有することを認識し、その特性を生かして自発的に市民活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 市は、市民活動及び協働の推進を図るために次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民活動及び協働に関する理解を深める機会を提供すること。
- (2) 市民活動の担い手となる人材が育つ機会を提供すること。
- (3) 市民活動に関する理解を深め、及び市民活動への参加意欲を高めるための情報並びに市民活動団体の活動に関する情報を提供すること。
- (4) 市民活動の拠点となる場を提供すること。
- (5) 市、市民、市民活動団体、大学及び事業者が互いに交流し、理解を深め、及び連携する機会を提供すること。
- (6) 協働の取組を増やすために必要な措置を講ずること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動及び協働の推進を図るために必要な措置を講ずること。

(推進委員会の設置等)

第9条 市長の諮問に応じ、市民活動及び協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、さいたま市市民活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、委員20人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募により募集した市民
- (2) 市民活動団体の代表者
- (3) 大学又は事業者の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 市職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

<お問合せ先>

さいたま市市民局市民生活部市民協働推進課

〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町 11-1 コムナーレ 9 階

TEL:048-813-6404/FAX:048-887-0164/E-mail : kyodo-suishin@city.saitama.lg.jp